

6 水管第 438-1 号
令和 6 年 5 月 10 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

特定水産資源（さんま）に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量等の変更について（諮問第 448 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき定めた特定水産資源（さんま）に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量等について、別紙 1 のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和五年十二月六日農林水産省告示第七百八十六号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前																																
<p>さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和六管理年度（令和六年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一～第三（略）</p> <p>第一 さんま</p> <p>一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） 110,911トン</p> <p>二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係） 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p style="text-align: right;">（単位：トン）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>都 道 府 県</th> <th>都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td style="text-align: right;">4,500</td> </tr> <tr> <td>岩手県</td> <td style="text-align: right;">400</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td style="text-align: right;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係） 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p style="text-align: right;">（単位：トン）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>大 臣 管 理 区 分</th> <th>大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）</td> <td style="text-align: right;">90,340</td> </tr> <tr> <td>さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）</td> <td style="text-align: right;">9,460</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td style="text-align: right;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量	北海道	4,500	岩手県	400	（略）	（略）	大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量	さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	90,340	さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	9,460	（略）	（略）	<p>さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和六管理年度（令和六年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一～第三（略）</p> <p>第四 さんま</p> <p>一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） 118,131トン</p> <p>二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係） 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p style="text-align: right;">（単位：トン）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>都 道 府 県</th> <th>都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td style="text-align: right;">4,800</td> </tr> <tr> <td>岩手県</td> <td style="text-align: right;">500</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td style="text-align: right;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係） 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p style="text-align: right;">（単位：トン）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>大 臣 管 理 区 分</th> <th>大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）</td> <td style="text-align: right;">96,320</td> </tr> <tr> <td>さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）</td> <td style="text-align: right;">10,080</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td style="text-align: right;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量	北海道	4,800	岩手県	500	（略）	（略）	大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量	さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	96,320	さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	10,080	（略）	（略）
都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量																																
北海道	4,500																																
岩手県	400																																
（略）	（略）																																
大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量																																
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	90,340																																
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	9,460																																
（略）	（略）																																
都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量																																
北海道	4,800																																
岩手県	500																																
（略）	（略）																																
大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量																																
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	96,320																																
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	10,080																																
（略）	（略）																																



サンマ資源評価結果

1

内容



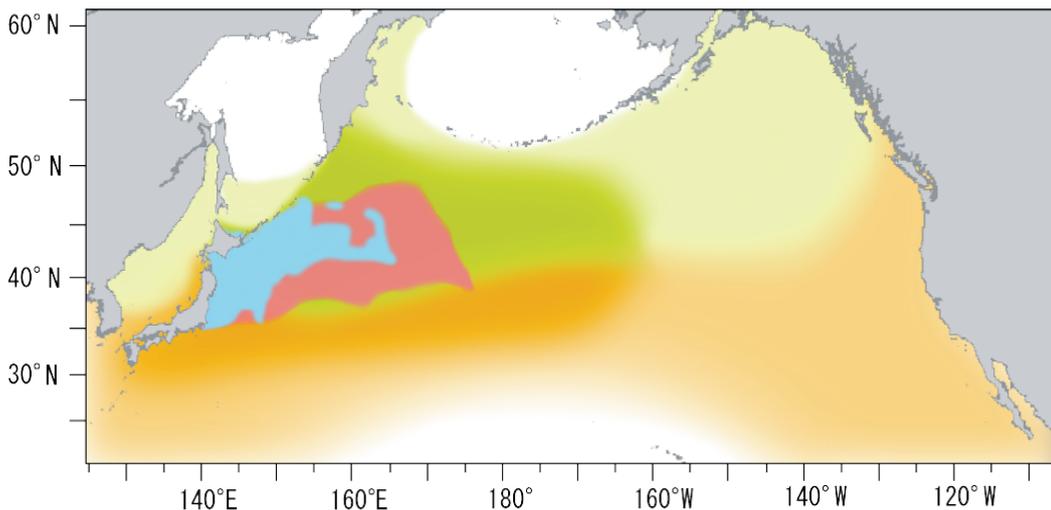
1. サンマの生物情報・漁業情報
2. NPFC（北太平洋漁業委員会）におけるサンマの資源評価

分布と生物学的特性

生物学的特性

- 寿命：約2歳（0歳・1歳魚）
- 成熟：0歳（一部）、1歳（100%）
- 産卵：9～6月（主に冬季）・黒潮域-続流域～移行域
- 索餌：5～8月・移行域北部～亜寒帯域
- 食性：動物プランクトン
- 捕食者：大型魚類、海鳥、海産哺乳類

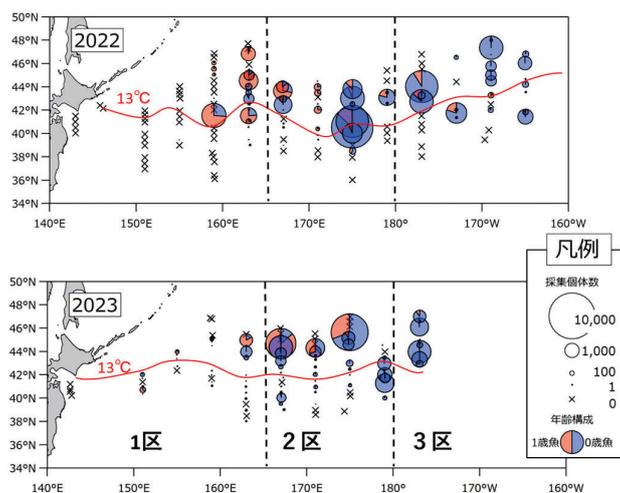
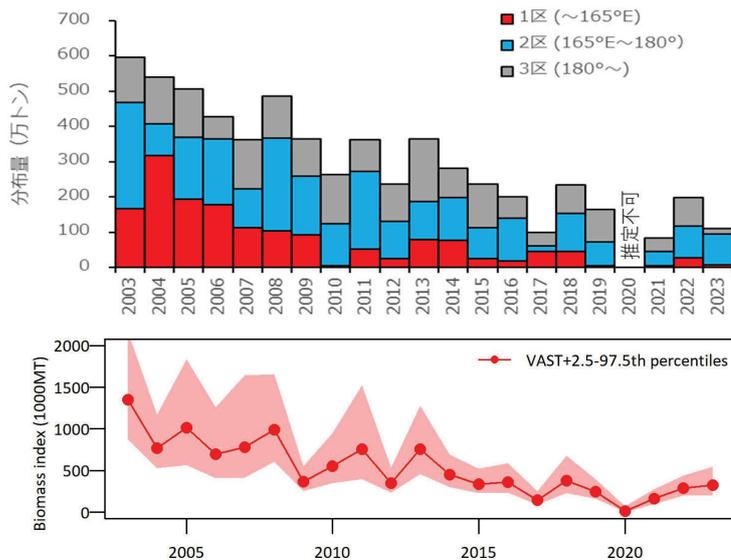
- 近年は黒潮域（本邦南岸の海域）における産卵量、仔稚魚分布量が減少



- 索餌域（夏季）
- 産卵場・生育場（冬季）
- 日本漁船の漁場
- 外国漁船のみの公海漁場

濃淡は魚群の密度を示す（詳細は不明な点が多い）

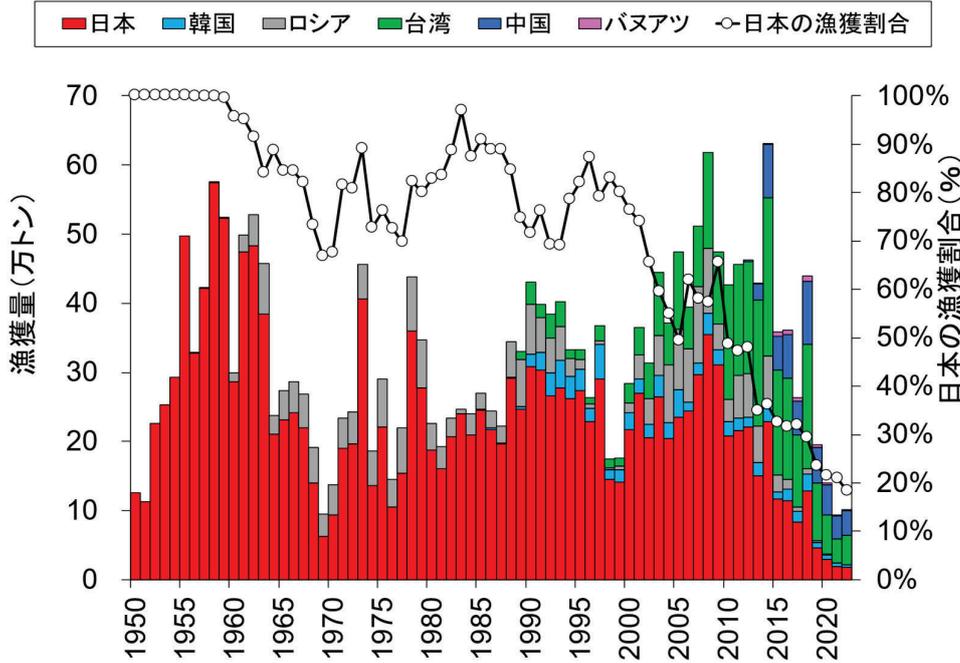
推定分布量（6-7月調査船調査）：資源量指標



日本近海～西経域（～165°W）のサンマ分布水温帯（8～17℃）を中心に設定した調査点の表層トロール試験結果（右図）から調査線ごとに求めた分布密度を調査海域面積に引き伸ばして分布量を推定した結果（左上図）、および統計モデル（VAST）により調査できなかった海域も含めて例年の調査海域全体での分布量を推定した結果（左下図）。

- 2010年以降、とくに1区で減少し、近年は全体的に減少
- 2023年も引き続き低水準。

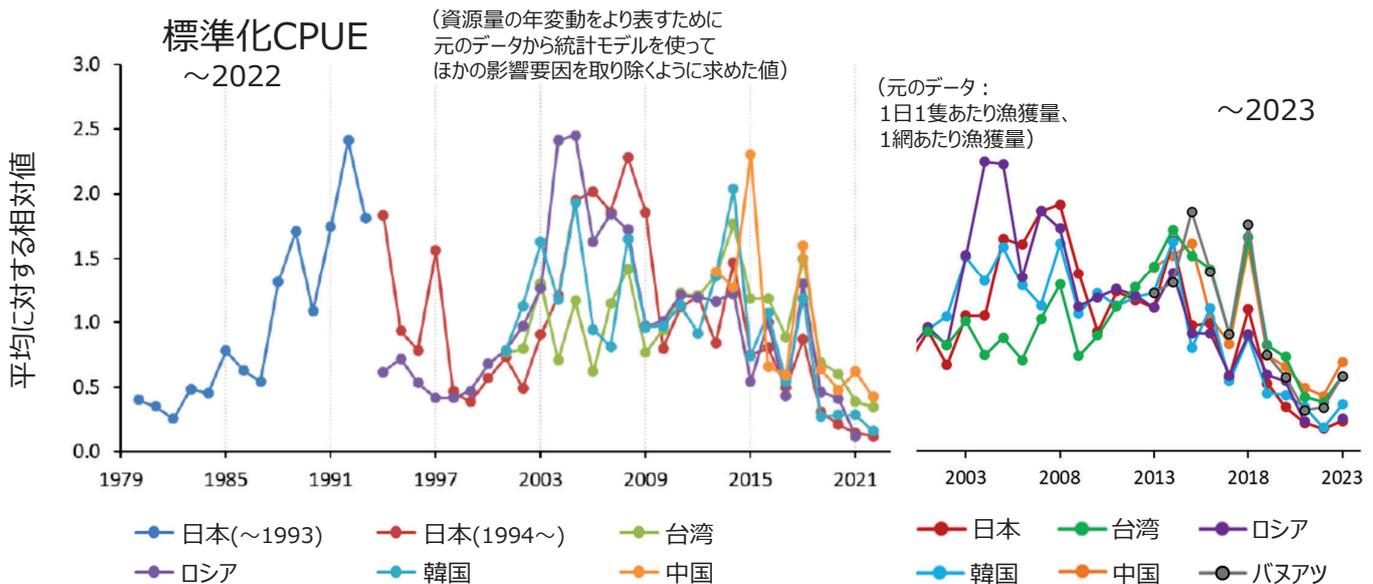
漁獲量



- 1990年代まで日本が大部分を占めたが、2000年代以降、台湾・中国の割合が増加
- 日本の漁獲量は顕著に減少しており、2022年は1.8万トンと1950年以降最低
- 全漁業国・地域の総漁獲量も減少傾向。2021-22年は9.3万トンおよび10.0万トン

5

漁船CPUE (単位努力量あたり漁獲量) : 資源量指標



- 日本は2010年以降低い水準で推移し、最近はさらに減少
- 変動パターンは漁業国・地域により違いがあるが、2015年以降、全体的に減少傾向。2023年は過去2年を上回ると推測されるが、2019年並で、近年の低い水準に留まる

NPFCにおける資源評価

直近の資源評価は2023年12月科学委員会で報告

参加メンバー

日本、カナダ、ロシア、中国、韓国、台湾、米国、バヌアツ、台湾
上記メンバーに加えて外部専門家も参加

資源評価の方法

✓プロダクションモデルにより、日本、台湾、中国がそれぞれのセッティングで
評価した結果を統合

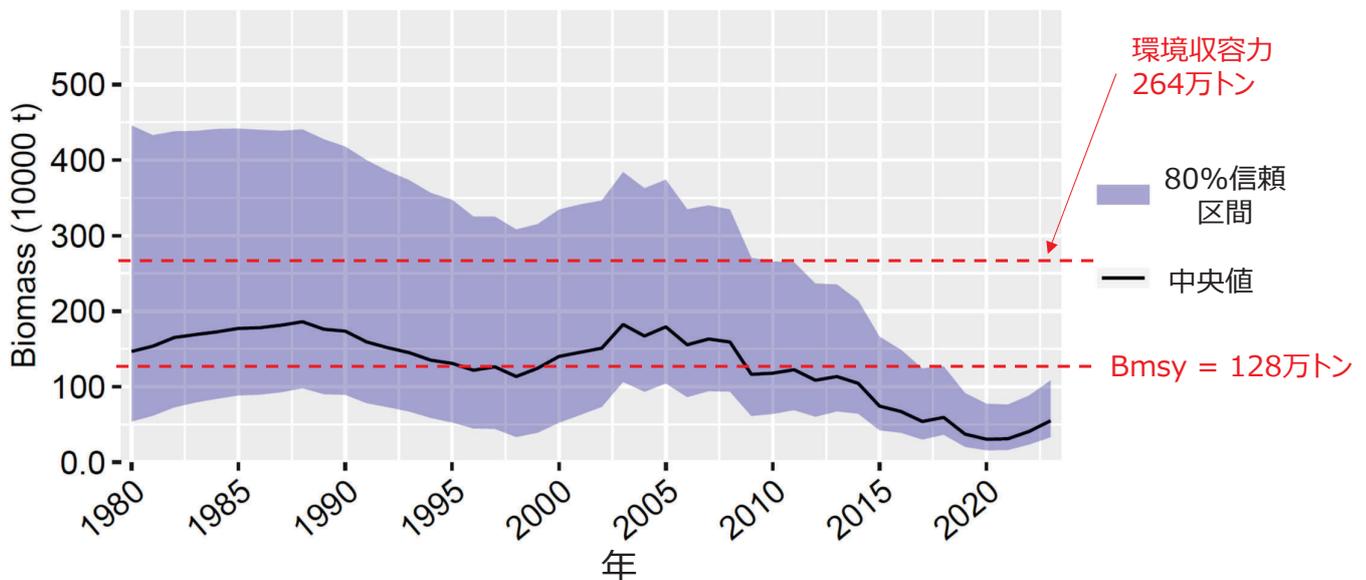
資源評価期間：1980～2022年

使用するデータ

- 漁獲量（全メンバー）
- 資源量指標
 - ・ 漁業情報：漁船CPUE（日本、ロシア、韓国、台湾、中国）
 - ・ 漁業から独立した情報：日本の調査船調査推定分布量

資源量の推移

資源量(万トン)



- 2000年代後半以降、減少傾向。2009年以降はMSYとなる水準を下回る。2020年は1980年以降で最低水準で、以降はやや増加したと推定されるが、依然として低水準。

MSY：最大持続生産量。資源変動のあるなかで長期的にみたときに実現可能とみこまれる最大の平均漁獲量。

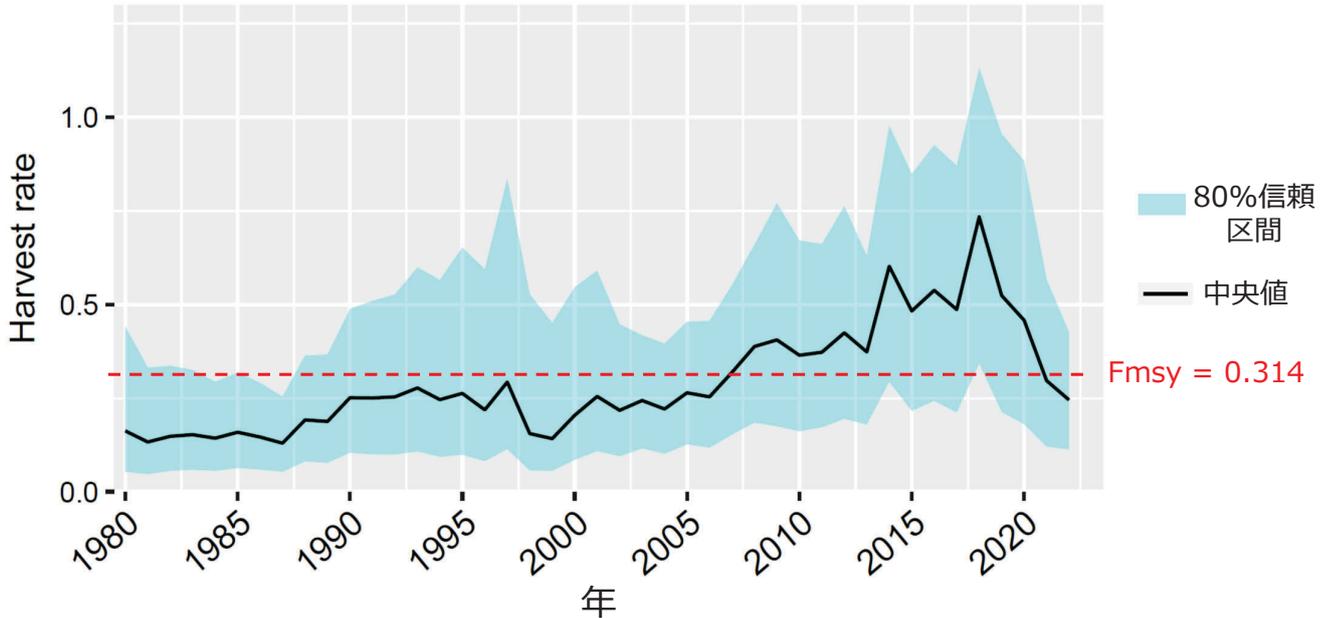
Bmsy：MSYを達成可能な資源量。

環境収容力：プロダクションモデルにより推定される、漁獲がないときに持続する資源量。

漁獲割合の推移



漁獲割合（漁獲量/資源量）



- 2000年代後半以降、増加ののち、2019年以降、減少傾向。

※2021年と2022年の漁獲割合はFmsyを下回ると推定されたが、毎年の資源評価のたびに、漁獲割合が上方修正されることが続いていることに注意を要する。

資源状態

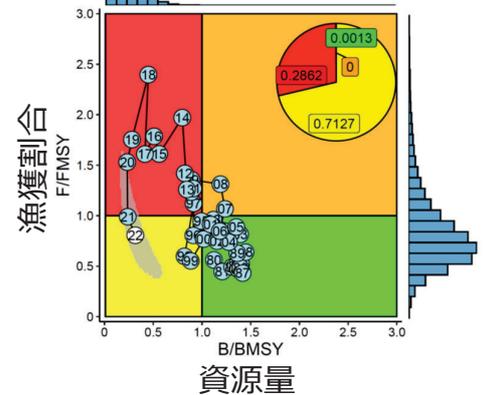
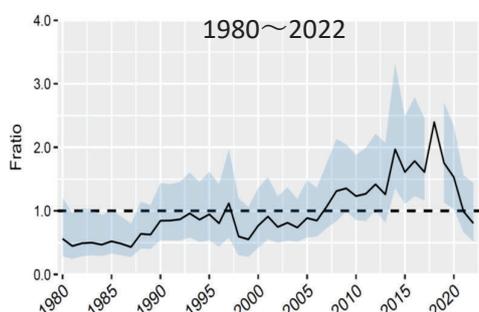
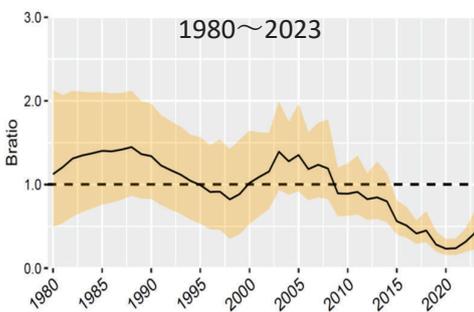


資源量の経年変化
(MSY水準に対する比)

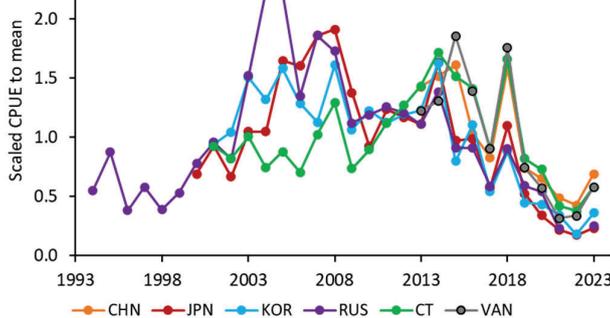
漁獲割合の経年変化
(MSY水準に対する比)

神戸プロット

(MSY水準に対する比)



漁船CPUE(1日1隻あたり漁獲量)の推移
(国別の平均で割った値) ~2023



- 資源量は2009年以降MSY水準を下回る
- 漁獲割合は2000年代後半以降増加傾向。2019年以降減少傾向だが、2007年以降、MSY水準を上回る年が継続（過剰な漁獲）
- CPUEは2023年も依然として低水準

資源評価結果のまとめ

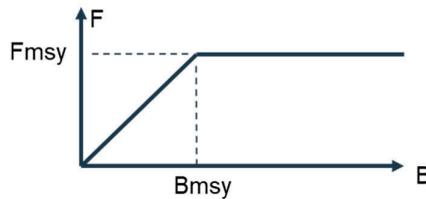
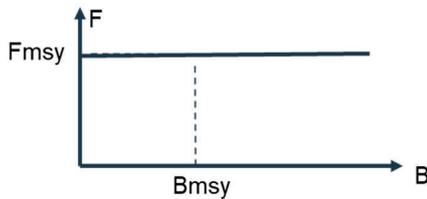
資源状態

※直近の資源評価は2023年12月の科学委員会で報告

- ✓ 2022年の漁獲量は10.0万トンで、歴史的に低い水準が継続。
- ✓ 2023年の漁船のCPUE（資源量指標値）はやや増加したものの、依然として低水準。
- ✓ 資源量は減少傾向で、2020年は1980年以降で最低水準で、以降はやや増加したと推定されるが、依然として低水準。
- ✓ 資源量は2009年以降、MSY水準を下回る。（資源が少ない状態）。
- ✓ 漁獲割合（漁獲の強さ）は2000年代後半以降増加傾向。2019年以降減少傾向だが、MSY水準を上回る年が継続（過剰な漁獲）。

科学勧告

- ✓ 資源量はBmsyよりかなり低く、2023-2024年のTAC（全体で25万トン、NPFC海域で15万トン）を引き下げることがサンマ資源をより健全な状態に保つ可能性を高める。
- ✓ 第8回年次会合において暫定的な漁獲管理規則（HCR）を定めることを推奨する。
- ✓ Bmsyを下回る資源量のときに漁獲割合を下げる規則（下図右）では、2024年のTACは73,490トンで、2023年の暫定漁獲量（12/2までの集計で10.2万トン）より少ない。



漁獲管理規則の模式図

（左）漁獲割合を一定とした場合

（右）資源が減少した場合に漁獲割合を下げる、より標準的な規則の一例

北太平洋漁業委員会(NPFC) 第8回年次会合の結果について

令和6年5月
水産庁資源管理部国際課

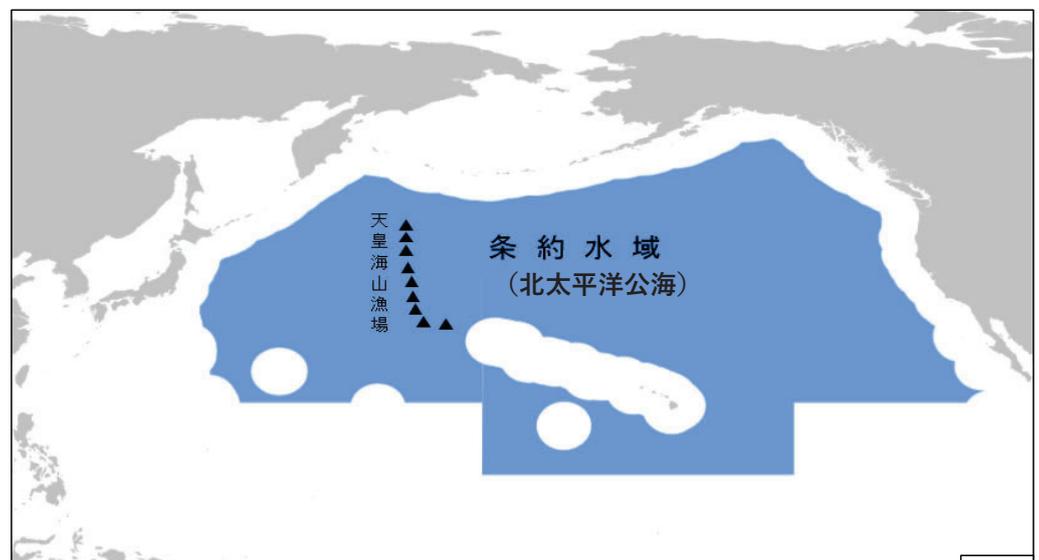
1

北太平洋漁業委員会(NPFC)

北太平洋公海における台湾、中国等の漁船の進出・漁獲拡大を背景に、国際的な資源管理の枠組づくりを進めるべく、平成27年に設立（条約水域：北太平洋公海）。

- 現在9か国・地域がメンバー。沿岸国（日本、ロシア）、遠洋漁業国（中国、韓国、台湾、バヌアツ、EU）、関心国（米国、カナダ）に大別。
- カツオ・マグロ類、サケ・マス類を除く、北太平洋公海に分布する水産資源の国際的な資源管理を実施。

(参加国等)	
日本	沿岸国
ロシア	
中国	遠洋 漁業国
韓国	
台湾	
バヌアツ	
EU	
米国	非漁業国
カナダ	



サンマ保存管理措置

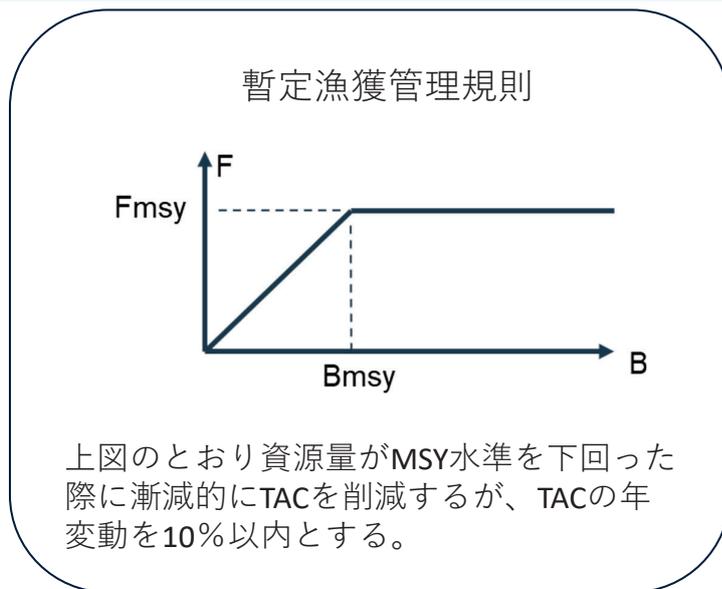
※下線部は第8回年次会合で合意された措置

- ① 遠洋漁業メンバーは北太平洋公海で操業するサンマ漁船の許可隻数の増加を禁止（沿岸国（日ロ）は急激な増加を抑制）。
- ② サンマの洋上投棄を禁止。
- ③ 暫定漁獲管理規則（参考1参照）を採択。
- ③ 2024年は、暫定漁獲管理規則に基づき、サンマの北太平洋公海の漁獲可能量（TAC）を、現行の15トンから13.5万トンに削減する（分布域全体の年間漁獲量は、従来の25万トンから22.5万トン以内に抑制。沿岸国は200海里水域内の漁獲量を従来の10万トンから9万トン以内に抑えることで上記措置に協力）。
- ④ 各メンバーは北太平洋公海での漁獲量を2018年の漁獲実績から55%削減。
- ⑤ 公海での漁獲（各メンバーの合計）がTACの90%相当に達した場合、NPFC事務局長は各メンバーにその旨を通知。各メンバーは事務局からの通知を受信後72時間以内に漁獲を停止。ただし、漁獲上限が1万トンを超えないメンバー（ロシア、韓国、バヌアツ）は停止後も自らの漁獲上限の90%まで漁獲が可能。
- ⑥ 小型魚保護のため、東経170度以東における6～7月の操業を禁止。
- ⑦ 各メンバー（2018年の操業隻数が5隻未満のメンバーを除く）は、（a）連続した180日以内の操業期間を設定し、それ以外の期間は禁漁、又は（b）実操業隻数を2018年から10%削減。
- ⑧ サンマMSE作業部会は、2027年の第11回年次会合までに管理手順の確立に努める。
- ⑨ 2025年以降の管理について、委員会は2025年の第9回年次会合において暫定漁獲管理規則の実施規則を確立する。
- ⑩ この管理措置は2024年5月15日に発効する。

3

（参考1）第8回NPFC年次会合で合意された漁獲上限と暫定漁獲管理規則

		今回の合意 (2024年)
公海		135,000トン
（メンバー別漁獲上限）	日本	21,087トン
	ロシア	2,457トン
	中国	40,664トン
	台湾	81,210トン
	韓国	9,342トン
	バヌアツ	3,704トン
200海里水域 (日ロ)		90,000トン



- (注1) 各メンバーの漁獲上限は2018年実績の45%とする。
- (注2) 公海の漁獲上限を合計すると13.5万トン以上となるが、毎週の漁獲報告を元に合計が上限の90%相当に達した場合、その旨通知を受けて72時間以内に漁獲を停止する。ただし、漁獲枠が1万トンを超えないメンバー（ロシア、韓国、バヌアツ）は停止後も自
- 12の漁獲枠の90%まで漁獲が可能。

4

(参考2) 各国のサンマの漁獲量 (2001年以降)

	ロシア			日本		中国	台湾		韓国		バヌアツ	合計		
	公海	200カイリ水域	不明	公海	200カイリ水域	公海	公海	200カイリ水域	公海	200カイリ水域	公海	全体	200カイリ水域*	公海*
2023	51	0	0	10,460	14,109	39,252	50,268	0	3,107	0	1,108	118,355	14,109	104,246
2022	0	0	0	14,709	3,355	35,477	42,177	0	3,438	0	929	100,085	3,355	96,730
2021	574	36	0	17,378	940	33,511	34,043	0	4,365	0	1,270	92,117	976	91,141
2020	443	310	0	17,430	12,265	44,006	56,662	0	5,993	0	2,700	139,809	12,575	127,234
2019	1,683	719	0	20,986	24,678	51,404	83,941	0	8,375	0	3,465	195,251	25,397	169,854
2018	5,459	2,325	0	46,859	78,474	90,365	180,466	0	20,759	2943	8,231	435,881	83,742	352,138
2017	3,658	2,633	24	15,594	68,078	48,458	104,405	0	12,471	2882	4,437	262,640	73,593	189,023
2016	2,463	12,136	24	19,384	94,444	63,016	146,025	0	9,883	6945	7,331	361,650	113,525	248,101
2015	4,641	19,323	83	31,534	84,709	48,503	152,271	0	5,466	5738	6,616	358,883	109,770	249,031
2014	7,219	63,996	39	5,784	221,736	76,129	210,355	19,582	16,129	7302	1,915	630,186	312,616	317,532
2013	229	52,100	103	8,085	141,119	23,191	159,568	23,051	17,666	2389	1,509	429,011	218,659	210,249
2012	1,494	61,611	0	1,228	220,241	2,014	141,066	20,448	7,068	6893	0	462,063	309,192	152,870
2011	1,616	60,448	0	1,208	214,145		137,089	23,443	14,061	4007	0	456,017	302,042	153,974
2010	2,100	29,586	0	2,859	204,630		157,666	8,026	9,031	12329	0	426,227	254,571	171,656
2009	700	36,993	0	722	310,021		98,177	6,042	10,008	11993	0	474,656	365,049	109,607
2008	16,200	77,666	0	1,124	353,603		133,763	5,751	19,004	11208	0	618,319	448,228	170,091
2007	15,700	94,992	0	267	296,256		82,362	4,915	7,625	9351	0	511,468	405,514	105,954
2006	17,900	59,791	0	0	244,585		60,578	0	3,303	8706	0	394,863	313,082	81,781
2005	34,100	53,502	0	0	234,451		101,939	9,552	31,175	9334	0	474,054	306,839	167,214
2004	8,300	75,435	0	0	204,371		60,723	109	18,082	4861	0	371,881	284,776	87,105
2003	0	57,646	0	0	264,801		84,443	7,072	20,146	11073	0	445,181	340,591	104,589
2002	0	36,602	0	0	205,282		38,063	13,220	10,676	9412	0	313,255	264,516	48,739
2001	0	34,616	0	0	269,798		17,149	22,601	5,401	15468	0	365,033	342,483	22,550
2000	0	14,827	0	0	216,470		27,868	0	0	0	0	259,165	231,297	27,868
1999	0	4,576	0	0	141,011		12,541	0	0	0	0	158,128	145,587	12,541
1998	0	3,057	0	4,116	140,867		12,794	0	0	0	0	160,834	143,924	16,910
1997	0	4,493	0	0	290,813		21,887	0	0	0	0	317,193	295,306	21,887
1996	0	6,684	0	0	229,225		8,236	0	0	0	0	244,145	235,909	8,236
1997	0	14,283	0	0	273,510		13,772	0	0	0	0	301,565	287,793	13,772

*ロシア、台湾の一部で公海/200カイリ水域が不明。
出典：NPFCへの各国等報告（単位：トン）

5

(参考3) 各国のサンマ操業隻数

	ロシア			日本		中国		台湾		韓国		バヌアツ
	サンマ棒受網		その他	サンマ棒受網		サンマ棒受網	その他	サンマ棒受網		サンマ棒受網		サンマ棒受網
	公海	200カイリ水域	全体	公海	200カイリ水域	公海	公海	公海	200カイリ水域	公海	200カイリ水域	公海
2023	1	0	2	63	144	57		66	0	6	0	2
2022	0	0	0	89	154	63		81	0	10	0	3
2021	3	2	1	109	168	66		93	0	10	0	4
2020	2	1	0	98	173	57		87	0	10	0	4
2019	4	5	1	111	183	62		91	0	11	0	4
2018	4	10	0	125	191	49	3	83	0	12	11	4
2017	13	14	3	102	197	55		84	0	13	13	4
2016	6	28	3	96	209	60		91	0	14	12	4
2015	15	39	9	72	208	42		90	0	13		4
2014	15	61	1	32	210	44		91	11	13		1
2013	21	63	3	47	217	19		91	15	14		1

出典：NPFCへの各国等報告等（単位：隻）

13

6

令和 6 管理年度（令和 6 年 1 月～令和 6 年 12 月）さんま
漁獲可能量（T A C）の変更及び配分について（案）

令和 6 年 5 月
水 産 庁

1 T A C（変更案）

110,911 トン

設定の考え方

令和 6 管理年度のさんまの T A C については、令和 5 年 11 月の水産政策審議会資源管理分科会において、

- ・ 令和 5 年 3 月に開催された北太平洋漁業委員会（N P F C）第 7 回年次会合で採択された保存管理措置を踏まえ、118,131 トンに設定するとともに、
- ・ 令和 6 年 4 月に開催される N P F C 第 8 回年次会合で新たな保存管理措置が決定された場合には、必要に応じて T A C の変更を検討することとしていた。

N P F C 第 8 回年次会合で採択された保存管理措置を踏まえ、以下の考え方に基づき、T A C を 110,911 トンに変更する。

N P F C の保存管理措置	我が国 T A C 算定の考え方
<p>① 2024 年は、N P F C 条約水域（公海）での漁獲可能量（T A C）を 135,000 トンに制限（分布域全体の年間漁獲量は 225,000 トンに抑制）。</p> <p>② 日ロ両国は 200 海里水域内の漁獲量を 90,000 トン以内に抑えることで上記措置に協力。</p>	<p>○日ロ両国の 200 海里水域内の過去 3 年間（令和 3 年～令和 5 年）の我が国漁船の漁獲シェアは、99.804%</p> <p>○我が国漁船による日ロ両国の 200 海里水域内の漁獲量 = 90,000 トン × 99.804%</p> <p style="text-align: right;"><u>= 89,824 トン（A）</u></p>
<p>③ 各国は公海での漁獲量を 2018 年の漁獲実績の 45% に削減。</p> <p>※沿岸国は、200 海里水域内における漁獲上限の一部を公海での漁獲に振り替え可能。</p>	<p>○我が国漁船による公海の漁獲量 = 46,859 トン（2018 年の漁獲実績）</p> <p style="text-align: right;">× 45% = <u>21,087 トン（B）</u></p>
	<p>○我が国の令和 6 管理年度 T A C</p> <p style="text-align: right;"><u>= 110,911 トン（A + B）</u></p>

(参考1) 日ロ両国の200海里水域内の我が国漁船のシェアの算定根拠

N P F C統計における200海里水域内の漁獲実績

単位：トン

船籍	日本	韓国	ロシア	台湾	計
2021	940	0	36	0	976
2022	3,355	0	0	0	3,355
2023	14,109	0	0	0	14,109
計	18,404	0	36	0	18,440

(A)

(B)

$$(A) / (B) = 99.804\%$$

(参考2) さんまT A Cの推移

単位：トン

特定水産資源	R6年 (2024年) (変更案)	R6年 (2024年) (当初)	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)
さんま	110,911	118,131	155,335 (118,131)	155,335	264,000 (155,335)	264,000

※括弧内は改定後の数字（期中改定があった場合）

(参考3) NPFC統計における近年の主要国・地域のサンマ漁獲量の推移

単位：トン

	日本	韓国	ロシア	中国	台湾	バヌアツ	漁獲量合計
2019	45,664	8,375	2,402	51,404	83,941	3,465	195,251
2020	29,695	5,993	753	44,006	56,662	2,700	139,809
2021	18,318	4,365	610	33,511	34,043	1,270	92,117
2022	18,064	3,438	0	35,477	42,177	929	100,085
2023	24,569	3,107	51	39,252	50,268	1,108	118,355

2 配分（案）

- (1) T A Cの10パーセントを国の留保とする。
- (2) 過去3か年（令和2年から令和4年まで）の漁獲実績の比率に基づいて、大臣管理漁業及び都道府県別に配分する。ただし、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて配分する。
- (3) 配分量は別紙のとおり。
- (4) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。ただし、漁獲割当て（I Q）による管理を行う管理区分においては、一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないため、留保からの事後的な配分の対象から除外するとともに、当初の配分において、留保から一定数量を上乗せ配分する。

令和6管理年度さんま漁獲可能量(TAC)の変更及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
さんま	110,911

大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
北太平洋さんま漁業 (漁獲割当てを行う管理区分)	85,140 (90,340)
北太平洋さんま漁業 (総量の管理を行う管理区分)	9,460

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	4,500	宮城県、千葉県、石川県、静岡県、三重県、京都府、和歌山県、山口県、高知県、佐賀県及び長崎県については、現行水準とす
岩手県	400	

留保(トン)	11,091 (5,891)
--------	-------------------